

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する長崎駅西口自動車整理場（以下「整理場」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 整理場の位置は、長崎市尾上町とする。

(指定管理者による管理)

第3条 市長は、整理場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。

(1) 市民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) 整理場の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 整理場の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件

(令2条例43・全改)

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 整理場の供用に関する業務

(2) 整理場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、整理場の運営に関して市長が必要と認める業務

(令2条例43・全改)

(供用日等)

第5条 整理場の供用日及び供用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、供用日又は供用時間を変更することができる。

(1) 供用日 1月1日から12月31日まで

(2) 供用時間 午前0時から午後12時まで

(令2条例43・全改)

(利用料金)

第6条 整理場に自動車を駐車させた者は、整理場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(令2条例43・全改)

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(令2条例43・全改)

(入出庫時間)

第8条 整理場の入出庫時間は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

- 2 前項の承認の基準は、整理場の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(令2条例43・追加)

(駐車の拒否又は取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車を拒否し、又は取り消すことができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) 整理場の施設を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号のほか、整理場の管理上支障があると認めるとき。

(令2条例43・旧第8条繰下)

(禁止行為)

第10条 整理場では、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 整理場の施設を汚損し、又は毀損すること。
- (3) 前2号のほか、整理場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(令2条例43・旧第9条繰下)

(供用の休止)

第11条 指定管理者は、整理場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て、整理場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(令2条例43・旧第10条繰下・一部改正)

(利用料金等の表示)

第12条 指定管理者は、市長の承認を得て利用者の見やすい場所に次に掲げる事項を明示した法第24

条の3の標識を設けることとする。

- (1) 利用料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 利用料金の徴収方法
- (4) 割増金の徴収に関する注意事項
- (5) その他整理場の利用に関し必要と認められる事項

(令2条例43・旧第11条繰下・一部改正)

(損害賠償)

第13条 整理場の施設を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(令2条例43・旧第12条繰下)

(市長による管理)

第14条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における第6条第1項、第7条、第8条第1項、第11条及び第12条の規定の適用については、第6条第1項中「整理場に自動車を駐車させた者は、整理場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表に掲げる駐車料金を市長に納入しなければならない」と、第7条中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」と、第8条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第11条中「指定管理者は、整理場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、整理場の補修その他の理由により必要があると認めるときは」と、第12条の見出し中「利用料金等」とあるのは「駐車料金等」と、同条中「指定管理者は、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、」と、同条第1号及び第3号中「利用料金」とあるのは「駐車料金」とし、第6条第2項及び第3項並びに第8条第2項の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(令2条例43・追加)

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(令2条例43・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、令和2年3月28日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 19 日 条例第 43 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎駅西口自動車整理場条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入庫に係る整理場の利用について適用し、施行日前の入庫に係る整理場の利用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 指定管理者の指定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

別表（第 6 条関係）

（令 2 条例 43 ・ 一部改正）

種別	入出庫1回ごとの駐車料金	
	最初の20分まで	20分を超える場合
普通自動車	無料	30分につき 200円
小型自動車		
軽自動車		

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。）別表第 1 に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車及び人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車を除いたものをいう。
- 2 「小型自動車」とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）及び三輪自動車を除いたものをいう。
- 3 「軽自動車」とは、省令別表第 1 に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。